

平成27年度 ～奈良県小水力発電導入支援事業補助金～ 公募要領

1 事業の概要

奈良県内には小水力発電として利用可能な資源が存在しているものの、採算性等の問題があり広く普及していない。

そこで、地域振興に役立つ小水力発電の普及を促進するため、小水力発電導入に向けた導入可能性調査にかかる経費の一部を補助します。

2 応募資格・対象事業

(1) 応募資格

市町村、法人その他団体

(2) 応募対象事業

地域振興を目的とした奈良県内における小水力発電導入可能性調査

3 申請手続

(1) 申請受付期間

平成27年4月17日(金)～7月17日(金) (必着)

受付時間 9時～12時、13時～17時00分 (土・日・祝日は除く)

(2) 必要書類 (正1部、副1部)

① 奈良県小水力発電導入支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)

② 事業計画書 (第2号様式)

・調査対象地の位置図及び現況が分かる写真

③ 発電開始後の地域振興事業計画書 (第2号様式の2)

④ 収支予算書 (第3号様式)

⑤ 本事業実施についての意見書 (市町村、地元自治会、地元水利組合のうち、いずれか1つからのもの。様式任意。)

⑥ 応募者の概要がわかるもの (会社案内、パンフレット等)

⑦ 過去1年分の貸借対照表及び損益計算書 (又は収支計算書)

⑧ 法人の登記簿謄本 (写)、任意団体にあつては規約・定款等

(3) 提出先

奈良県地域振興部エネルギー政策課

住所：〒630－8501 奈良市登大路町30
TEL：0742－27－8016（ダイヤルイン）

（４）提出方法

持参または郵送。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

（５）応募書類（様式）入手方法

①ホームページからダウンロード

URL： <http://www.pref.nara.jp/35748.htm>

②窓口配布

奈良県地域振興部エネルギー政策課

配布時間：9時～12時、13時～17時00分（土・日・祝日は除く）

4 選考・決定

（１）受付

申請書類を受理後、応募資格、応募対象事業を確認し、資格等を満たしていないと認められる場合は、速やかに申請者に連絡する。

（２）選考

まず、書面による選考を行い、必要に応じ、現地調査やヒアリングを実施する。その際、別途、資料の提出を求めることがある。

○選考の視点

- ・調査後の事業化の蓋然性が高いこと。
- ・地域の特性を活かした地域振興に役立つものであること。

（３）事業の採択

①選考結果の通知

選考結果（採択／不採択）は、申請者あて文書で通知する。

なお、選考の経過等についての問合せには応じられない。

②選考結果の公表

採択した「小水力発電導入支援事業補助金」の内容の概要を、奈良県エネルギー政策課のホームページで公表する場合がある。

③その他

成果の取扱に関し、提出書類の一部は、本事業の成果を広く県内に普及啓発するためのセミナー等に利用する場合がある。

（４）事業の着手時期

補助金交付決定後の事業着手を原則とする。交付決定前の事業着手（以下「事前着手」という。）が必要な場合は、事前着手する前に「小水力発電導入支援事業補助金に係る事前着手願」（第10号様式）を提出し、許可を得ること。許可を得る前に事前着手する場合は、補助金交付の対象とならないので、留意すること。

5 補助金の交付等

(1) 補助対象経費

調査を行うために必要な機器・設備費、委託費、その他の経費（別表参照）とする。

(2) 補助額

補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）、上限額を200万円とする。ただし、国等の補助金を受ける場合は、当該補助金を除いた金額を補助対象経費とする。

(3) 事業実施期間

平成28年2月29日までとし、その日までに調査及び支払を完了させるものとする。

(4) 補助金の交付時期

補助金は、調査完了後の実績報告の提出を受けて、補助金額を確定した後、に支払う。

(5) 補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- ① 奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。
- ② 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

別表（補助対象経費）

機器・設備費	調査に必要な機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費
委託費	調査・分析・報告等に要する経費
その他の経費	旅費、文献調査費等知事が調査に必要と認めるもの

※以下に掲げる費用については補助対象外とする。

- ・消費税及び地方消費税
- ・人件費
- ・調査協力者に対する謝礼
- ・備品購入費
- ・不動産取得に要する費用

- ・ 通信運搬費（電話料金、インターネット料金、郵送費 等）
- ・ 印刷にかかる費用（複写機リース料、コピー用紙代 等）
- ・ 食料費
- ・ 印紙及び証紙の購入費
- ・ 各種手数料